

という。)をする。	という。)をする。
-----------	-----------

35 議案第38号関係
 おいらせ町下水道条例 新旧対照表(抜粋)

改 正 案	現 行
<p>(占有許可の基準)</p> <p>第24条の2 <u>町長は、公共下水道の排水施設の管渠である構造の部分に法第24条第3項第3号に規定する物件又は令で定めるもの(以下(以下「物件等」という。)を設けるために前条第1項の許可に係る申請があった場合においては、次に掲げる基準の全てに適合し、その使用が必要やむを得ないものである場合に限り、当該占有を許可することができる。</u></p> <p>(1) <u>物件等</u>を設置する箇所が下水の排除及び管渠の管理上支障のない箇所であること。</p> <p>(2) <u>物件等</u>を設置する管渠の断面積に占める当該物件等の断面積の割合及び数量が下水の排除及び管渠の管理上支障のないものであること。なお、電線については、設置する管渠の断面積に占める当該電線等の断面積の割合が原則1%以下であり、かつ、電線の本数が下水の排除及び管渠の管理上支障のない本数であること。</p> <p>(3) <u>物件等</u>の構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐蝕性及び耐水性のあるものであること。</p> <p>(4) <u>物件等</u>の設置に係る工事及び維持管理の方法は、管渠の構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、公共下水道管理者の監理の下に行われること。</p> <p>(5) <u>物件等</u>が法第24条第3項3号口に規定する電線又は令第17条の2第2号に規定する工作物である場合においては、原則として電圧のかからないものとする。</p> <p>(6) その他公共下水道管理上支障とならないものであること。</p> <p>第32条 <u>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は</u></p>	<p>(占有許可の基準)</p> <p>第24条の2 <u>町長は、公共下水道の排水施設の管渠である構造の部分に電線及び令第17条3に規定する物件(以下この条及び次条において「電線等」という。)の占有に係る前条第1項の申請があった場合においては、その占有が必要やむを得ないものであり、かつ、電線等が次に掲げる基準に適合するものである場合に限り、当該占有を許可することができる。</u></p> <p>(1) <u>電線等</u>を設置する箇所が下水の排除及び管渠の管理上支障のない箇所であること。</p> <p>(2) <u>電線等</u>を設置する管渠の断面積に占める当該電線等の断面積の割合が原則1%以下であり、かつ、電線の本数が下水の排除及び管渠の管理上支障のない本数であること。</p> <p>(3) <u>電線等</u>の構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐蝕性及び耐水性のあるものであること。</p> <p>(4) <u>電線等</u>の設置に係る工事及び維持管理の方法は、管渠の構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、公共下水道管理者の監理の下に行われること。</p> <p>(5) <u>電線等</u>は、原則として電圧のかからないものとする。</p> <p>(6) その他公共下水道管理上支障とならないものであること。</p>

改正案	現行
<u>人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、過料を科する。</u>	